令和元年５月　　日

市町村担当者　各位

８月３日は司法書士の日です!

司法書士事務所における

「相続登記特別無料相談」

～不動産の名義変更はお済ですか？～

を実施します。

長野県司法書士会

長野県司法書士会（会長　丸山孝一）では、８月３日の司法書士の日を記念し、次のとおり無料の相続登記特別相談を実施します。

◆日　　時：令和元年８月５日（月）～８月９日（金）午前９時から午後４時まで
◆相談場所：県内各司法書士事務所（必ず電話でお問い合わせの上お出かけください。）
◆相 談 料：無料
◆予　　約：相談を希望する司法書士事務所に直接お問合わせください
◆相 談 例：登記名義人が先々代のままとなっている
　　妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…
　　相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない
　　遺言について教えて欲しい
◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）
☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会（０２６－２３２－７４９２）へお問い合わせいただくか、当会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

司法書士は、司法書士制度誕生以来、相続登記の専門家として、不動産登記手続をはじめ、遺言、遺産分割協議等の関連事案にも関与し、市民の権利擁護に努めて参りました。当会では、これからも市民の身近な法律家として、市民に寄り添い共に歩んで参りたいと考え、司法書士の日を記念して、相続登記特別相談を上記のとおり実施することに致しました。お忙しいところ恐縮ではございますが、相続登記未了が大きな社会問題となっていることもあり、周知にご協力を賜りたくお願い申し上げます。なお、本相談会は今年で５回目の開催となります。

＜「司法書士の日」について＞

明治５年（1872 年）８月３日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の３つの職能が誕生しました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。日本司法書士会連合会では、司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を記念日として制定することにより、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の皆様からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の皆様に、司法書士制度の社会的意義を理解していただく機会としています。なお、本年度は、司法書士制度誕生 147 周年にあたります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本リリースに関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事　小林祥子（TEL：026-245-6502　FAX：026-214-3086）